

浄化槽リノベーション推進検討会

ヒアリング意見書

全国環境整備事業協同組合連合会
会 長 玉 川 福 和

【当連合会の概要】

設 立：昭和 48 年 3 月 14 日

会 員 数：24 組合（連合会及び任意団体を含む）

主要事業：

1. 所属員の事業に必要な機器材料等の共同購買
2. 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
3. 所属員の事業に関する経営および技術の改善向上または知識の普及を図るための教育および情報の提供
4. 所属員の福利厚生に関する事業
5. 全各号の事業に付帯する事業

「浄化槽法の一部を改正する法律」の施行に関する意見

浄化槽リノベーション推進検討会で示された資料「制度設計にあたっての論点」を踏まえての感想、明確にされたい点について意見を述べます。

「特定既存単独処理浄化槽に対する処置」

▽特定既存単独浄化槽の対象範囲について

- ・放流水質による判断ならともかく、単独浄化槽の型式で対象にするのは難しいと思われる。

▽特定既存単独浄化槽を把握するための根拠となる情報

- ・全国的に受験率が低い 11 条検査の結果ではなく、経時的な保守点検、清掃の情報ではないと根拠を示すのは難しい。
- ・全国環整連は、特定既存単独浄化槽を把握するために必要な情報を提出し、協力する体制がある。

「浄化槽処理促進区域」の指定

- ・指定された地区が、いずれ都道府県構想の見直し等によって下水道計画区域に変更されるようなことは無いのか。あり得ないのだとしたら、法的根拠を含め明らかにされたい。

「公共浄化槽制度」

- ・処理促進区域内の汲み取り世帯、単独浄化槽世帯のうち、同意が得られたものを設置計画にするということだが、同意しない世帯の単独処理浄化槽をどうしていくのか。

「浄化槽台帳の整備」

- ・台帳を整備する目的をよく考え、目的に沿った項目を検討されたい。

「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保の制度」

- ・研修内容に地域によって差異があってはいけない。全国的にみると実情は違っている。